丹波篠山市自動車運送事業者支援金事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民生活において重要なインフラである貨物・旅客自動車運送事業を担う事業者の原油価格の高騰の影響による負担を軽減するため実施する丹波篠山市自動車運送事業者支援金事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業者支援金　前条の趣旨に基づき、市から支給する支援金をいう。

(2)　支給対象者　次条に定める事業者支援金が支給される者をいう。

(3)　普通貨物自動車　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供する車両で、ナンバープレートの分類番号が次に掲げる区分のいずれかに該当するものをいう。

ア　１、１０番台及び１００番台の貨物自動車（積載量３５０キログラム以下の貨物車両を除く。）

イ　８００番台の特殊用途自動車

ウ　９００番台の大型特殊自動車

(4)　小型貨物自動車　貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業の用に供する車両で、ナンバープレートの分類番号が４、４０番台及び４００番台の貨物自動車（積載量３５０キログラム以下の貨物車両を除く。）をいう。

(5)　軽貨物自動車　貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業の用に供する車両で、積載量３５０キログラム以下の貨物車両をいう。

(6)　路線バス　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両をいう。

(7)　タクシー　道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）の用に供する車両をいう。

(8)　福祉タクシー　道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の用に供する車両をいう。

（支給対象者）

第３条　支給対象者は、市内に事業所を置く中小事業者・個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

ア　一般貨物自動車運送事業（霊柩限定を除く。）、特定貨物自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業　国土交通大臣の許可を得ている者

イ　貨物軽自動車運送事業　運輸支局長へ届出を行っている者

(2)　事業者支援金の支給を受けた後も営業を継続する意思がある事業者

(3)　暴力団等（丹波篠山市暴力団排除条例（平成２４年篠山市条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない者

(4)　市税等を滞納していない者

（事業者支援金の支給等）

第４条　市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、事業者支援金を支給する。

２　前項の規定により支給対象者に対して支給する事業者支援金の額は、１事業者につき普通貨物自動車３０，０００円、小型貨物自動車２０，０００円、軽貨物自動車１０，０００円、路線バス３０，０００円、タクシー及び福祉タクシー２０，０００円を、それぞれの車両数に乗じて得た額とする。

３　前項の車両数は、令和６年１月１日時点で、市内の営業所に配置された事業用車両の数とする。

（申請受付期限）

第５条　事業者支援金に係る申請期限は、令和６年２月２９日（必着）とする。

（申請及び支給の方式）

第６条　事業者支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波篠山市自動車運送事業者支援金申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　次に掲げるいずれかの書類。ただし、令和５年１月以後に営業を開始した事業者又は開業後未決算の法人については、この限りでない。

ア　事業者が法人の場合、直近に提出した法人税申告書（別表一）の写し

イ　事業者が個人の場合、令和４年分の確定申告書（第一表）の写し

(2)　令和５年１月から令和５年１２月までの各月の営業実態が分かる書類の写し

(3)　貨物若しくは旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し又はこれらを証する書類

(4)　第４条第３項の事業用車両の車検証の写し

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　事業者支援金の申請及び支給は、申請者が前項に規定する書類（以下「申請書等」という。）を市に提出し、市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式により行う。

（支給の決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定により提出された申請書等を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、支給すること及びその支給金額を決定したときは、当該支給対象者に丹波篠山市自動車運送事業者支援金支給決定通知書（様式第２号）により通知し、事業者支援金を支給するものとする。

２　前項の規定による審査により、支給しないことを決定したときは、当該支給対象者に丹波篠山市自動車運送事業者支援金不支給決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（事業者支援金の請求）

第８条　支給対象者は、事業者支援金の支給を受けようとするときは、丹波篠山市自動車運送事業者支援金支給請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第９条　市長が第７条の規定による支給の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに申請書等の補正が行われないときその他支給対象者の責に帰すべき理由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（返還）

第１０条　市長は、事業者支援金の支給を受けた者が、支給対象者の要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正の手段により事業者支援金の支給を受けた場合は、第７条の規定による支給の決定を取り消し、支給を行った事業者支援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１１条　事業者支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。